

【更新履歴】

・更新月日:5月21日(募集要領 Ver.2・マニュアル Ver2・様式(別添1・別添2))・Q&A

ページ	項目	訂正内容	
		(誤)	(正)
募集要領 Ver2 p.4	3. 事業内容 3.1 対象事業	・一次エネルギー消費量の計算で前提となる台所、浴室、トイレ等の設備を有する戸建住宅であること(ただし、独立した2世帯が居住し、2戸としてカウントされる戸建住宅は対象外)	・一次エネルギー消費量の計算で前提となる台所、浴室、トイレ等の設備を有する戸建住宅であること
募集要領 Ver2 p.5	3. 事業内容 3.3 補助額	ただし住宅の立地が以下 (i) (ii) に該当する区域に立地している住宅については、補助額を上記の半額とします。	ただし住宅の立地が以下 <u>(i) かつ (ii)</u> に該当する区域に立地している住宅については、補助額を上記の半額とします。
マニュアル Ver2 p.2	1. 手続きの概要 2. 補助事業の基本要件 ①	・一次エネルギー消費量の計算で前提となる台所、浴室、トイレ等の設備を有する戸建住宅であること(ただし、独立した2世帯が居住し、2戸としてカウントされる戸建住宅は対象外)	・一次エネルギー消費量の計算で前提となる台所、浴室、トイレ等の設備を有する戸建住宅であること
マニュアル Ver2 p.7	1. 手続きの概要 4. 補助額 (2) 補助額の算出	ただし住宅の立地が以下 (i) (ii) に該当する区域に立地している住宅については、補助額を上記の半額とします。	ただし住宅の立地が以下 <u>(i) かつ (ii)</u> に該当する区域に立地している住宅については、補助額を上記の半額とします。
様式 別添1	1. 対象住宅の基本事項 所在地	④次のいずれかに該当する 上記いずれかに該当する場合は補助額を半額とする	④次の区域に該当する <u>i) かつ ii)</u> に該当する場合は補助額を半額とする
様式 別添1	1. 対象住宅の基本事項 種別	・一次エネルギー消費量の計算で前提となる台所、浴室、トイレ等の設備を有する戸建住宅であること(ただし、独立した2世帯が居住し、2戸としてカウントされる戸建住宅は対象外)	・一次エネルギー消費量の計算で前提となる台所、浴室、トイレ等の設備を有する戸建住宅であること
様式 別添2	<所在地の確認>	建設する所在地が市街化調整区域、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域 ※いずれかの一つでも該当する場合は「 <input checked="" type="checkbox"/> 該当する」を選択してください。	建設する所在地が別添1④の <u>(i) かつ (ii) の地域</u> に該当する場合は「 <u><input checked="" type="checkbox"/>該当する</u> 」を選択してください。

Q & A	Q11 A	ただし住宅の立地が以下 (i) (ii) に該当する区域に立地している住宅については、補助額を上記の半額とします。	ただし住宅の立地が以下 (i) かつ (ii) に該当する区域に立地している住宅については、補助額を上記の半額とします。
-------	----------	---	--